

安中市

テレワーク拠点開設支援補助金

▼ 市外業者が市に新規でテレワーク拠点を開設する際、最大40万円の補助金を助成します。

物件を購入した場合

上限 **40万円** を補助

対象：購入費用の50%

物件を借りた場合

上限 **20万円** を補助

対象：6か月分の賃料*の50%
※敷金・礼金・その他管理費用を除く

Step1

開設3か月以内

必要書類を提出し
補助金交付認定を
受ける

Step2

開設6か月経過後

必要書類を提出し
補助金交付申請を
行う

Step3

交付額決定後

補助金の請求書を
提出する

対象者

- ・ 市外に本社、主たる事業所等を有している
- ・ 当該の市内オフィス専業従業員を1名以上勤務させている
- ・ 他機関から同様の補助金を受けていない
- ・ 事業内容が法令や公序良俗に反していない
- ・ 補助金助成後も継続して事業を行う意欲がある ……など

詳細はコチラ

